

- 無人航空機のうち**娯楽を目的としたラジコン機**については飛行空域を限定する等の一定要件の下、**登録義務を免除する航空法施行規則の改正を行う。**

## 制度改正の概要

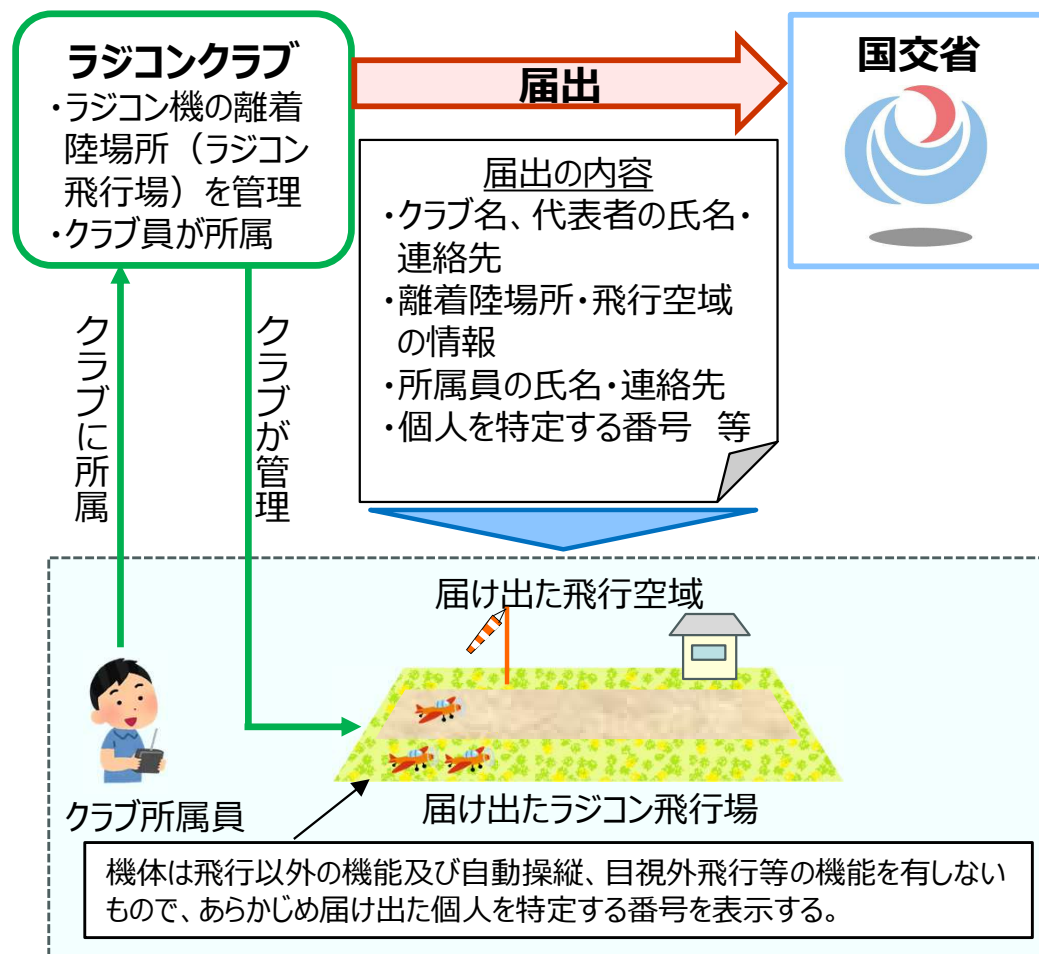
- ラジコンクラブが、クラブの所属員、クラブが管理する飛行場・空域、個人を特定する番号等の情報を**国交省に届出**
- 届出を行ったラジコンクラブの所属員は、あらかじめ届け出た個人を特定する番号の機体への表示等により、届出がなされた飛行場・空域において**機体の登録を行わずとも飛行可能**
- 娯楽目的で行う飛行であって、飛行以外の機能（撮影、物体の運搬等）及び自動操縦、目視外飛行等の機能を有しない機体に限定

## スケジュール

公布：令和6年6月28日（金）

施行：令和7年3月31日（月）

※施行までに届出を処理するシステム改修等を実施予定



**機体の登録を行わずとも飛行可能**